

近代から現代へ

— 欧米政治史の視点から —

安 藤 次 男

1. 政治学への原体験
2. 政治史の視点
3. 近代から現代へ
4. 多元主義政治の行き詰まり

1. 政治学への原体験

この講義は、私が38年間にわたって立命館大学で講義してきた政治学分野の最後の授業であります。同時に、2008年度の「近代欧米政治史」の「最終講義」でもあって、学生諸君は定期試験を控えていますので、あまり私の専門領域であるアメリカ政治に限った授業をするわけにもいきません。そこで、近代欧米政治史という科目をどのような視点から講義してきたのか、私の問題意識を少しお話しさせていただきたいと思います。こういう文章を学部の紀要に載せていただけるのも、定年退職教授に許される唯一の特権かもしれないと思い、感謝しています。

私は、京都大学法学部の学生時代に、考古学研究会と政治学研究会に所属していました。考古学は、日本古代国家成立史の研究であり、国民に権利を与えることも国民から権利を奪うことも自由に来る（自然権思想が生まれるとそれは国家の自由ではなくなるのですが）国家なるものがどのように生まれてきたのかという政治学の根本問題に接近する学問です。発掘もしました。測量実習もしました。今でも史跡歩きは大好きで、関西のおもな史跡はほとんど踏破しました。日本古代国家は、朝鮮半島との交流の中で発生したもので、古代から現代にいたる日韓交流史にも大きな関心を抱いてきました。法学よりも政治学へより大きな関心を持つようになったきっかけは、10人ばかりで行われていた政治学研究会でファシズム研究に取り組んだことです。私の担当は戦前の日本ファシズムと農業との関連だったのですが、E・フロムな

どの大衆社会論的なファシズム論にも注目してのちに政治学を志向することとなり、学部時代は政治思想史ゼミに所属しました。大学院へ進む頃にはベトナム戦争が泥沼化しておりそれを批判するためにはアメリカ外交の研究が必要だと考えて外交史を専攻することにし、修士論文のテーマを1930年代のアメリカの対キューバ外交にしたところ、15歳ほど年長の先輩研究者から、なぜ自分の同時代史をテーマにしないのかと叱られました。それにも関わらず、私は国際関係学部では学生院生諸君に、現在進行形の国際問題つまり同時代史は事実の確定が困難だから研究テーマには少し前の歴史的なイシューを取り上げるようにと指導してきました。国際関係学部そのものが現在の問題に取り組む「紛争解決型」の学問を志向する学部でありますので、現在進行形の国際問題への関心が薄れる心配はなく、安心して過去の歴史問題の研究を通して分析力を磨くことに集中させることができると考えたからです。

私が青春時代を送った1960年代は、日本が高度成長期で、「明日は必ず今日よりもよくなる」という希望をもって生活ができた時代でした（まだ格差問題は表面化していませんでした）。アメリカで1960年代後半に発生したスタグフレーションというそれまで経験したことのないタイプの不況が日本に現れるのは、1970年代半ばのことです。世界的にも植民地体制が崩壊して発展途上国の発言権が急速に増大する状況で、「すべての国は福祉国家を目指し、世界は多元化する（いま論争されているような、一極か、多極か、無極か、という視点とは違う多元化）」と楽観的にみられていました。「社会の変化はすべて経済学で説明できる」という風潮が盛んで、私もあまり理解出来ないのに中世イギリスの経済史などを勉強して「経済学コンプレックス」に取り付かれたこともありました。しかし、20世紀末以降の格差社会化と最近の世界金融危機の中で、資本主義経済への国家（政府）の介入が必要だということをブッシュ政権でさえ言わざるを得なくなり、「金融社会主義と生産資本主義の結合」などという言葉がジャーナリズムの世界でもはやされています。市場経済の特性だとみられた効率性、安定性、公平性が幻想だったことが暴露され、その結果、資本主義的市場経済の上にそれに照応する多元主義政治が乗っているから欧米の政治は安定しているのだというこれまでの見方には疑問符がつけられ、「政治、権力、政府」が独自の役割を果たさなければならないことが明らかになってきています。政治学が役に立つ時代はよい時代とはいえないかもしれませんが、作家のトーマス・マンが言ったように、「政治を軽蔑する者は軽蔑に値する政治しか持つことができない」のです。近代ドイツでは、いかに統治するかという統治のための政治学が発展し、法の支配（rule of law）という「国家からの自由」を志向するイギリス的な近代国家の原理とは異なる「法治主義」（Rechtsregierung）の原理が生まれたのですが、統治のための政治学よりもイギリス流の「批判のための政治学」により魅力を感じるのは私だけではないだろうと思っています。

2. 政治史の視点

政治史は、政治が変わる論理を研究する学問ですが、政治の変化の中で最も劇的な変化が革命と呼ばれます。一揆と似ていますが、一般的に、権力への集団的な反抗が成功して新たな政府ができると「革命」、蜂起が失敗すると「一揆」と呼ばれる傾向があり、日露戦争をきっかけに1905年にロシアで起きた騒動は「失敗した革命」と呼ばれているので、革命とか一揆というのはあまり科学的な用語ではありません。クーデタは、「権力者内部の権力奪取をめぐる争い」を意味し、革命や一揆と性格が異なります。変化が起こるときには「社会を変える力」が働いています。政治に変化をもたらす要因については、客観的条件、主体的条件、政治指導、の3つの側面から捉えることが必要です。

革命はたいてい、「飯が食えない、パンよこせ」から始まります。授業で取り上げたロシアの1905年革命・1917年革命も、ドイツの1918年革命も、それぞれ戦争での敗北による生活の窮乏が原因でした。これを、人間の意志から相対的に独立して存在している社会経済的な条件という意味で「客観的条件」と呼ぶことができます。しかし、飯が食えないからといって誰でもが「政府が悪い」と考えるわけではありません。自分の置かれた条件に我慢してしまえば、社会を変える力は生まれません。客観的な条件が「人間の意志から独立して存在する条件」であるとするれば、社会を変えようとする「人間の主体的な意志」を「主体的条件」と呼ぶことができます。この問題に関して、私はよく国際関係学部が12年間置かれていた西園寺記念館での経験を話すことがあります。授業中に、受講生が盛んに窓の外を気にして覗いているので、私も目を向けると、衣笠山のサルが近くの木にいました。その時に、サルに気をとられて窓の外を見ている学生と、じっと何ごともないかのように私の話に聴き入っている（立派な）学生との違いはどこからきたのでしょうか。それは、「授業を聴くよりも、サルを見るほうが大切だ」と考える者と、「サルも気になるが、自分には講義を聴くほうが大切だ」と考えた者との違いであり、つまり、何により大きな価値を認めるかという「価値観の違い」が行動の違いになって現れたのです。それが主体的な条件の問題ですが、価値観の違いをどう評価するかは政治学においても難問の一つです。集団的な意志になった「国民大衆」が、民主主義社会では投票行動やデモ、あるいはマスメディアの言論などを通して、前近代的な社会では実力行使によって、政府を作り変える力をもつこととなります。

しかし、歴史を振りかえると、イタリア統一を成し遂げたマッツイーニ、ガリバルディ、アメリカのワシントン、ロシアのレーニン、ドイツのヒトラーなど、大きな政治変化にはかならず著名な英雄の名前がつきまわっていて、それには理由があります。客観的条件と主体的条件が揃っても、それまでの国家体制を覆して新しい国家を作ろうとしたら、古い社会を批判する論理と新しい社会のあり方を見通す「青写真」が必要であり、それを提供した者がしばしば

英雄と呼ばれます。この英雄のもつ「政治指導」が政治変化には不可欠です。革命の英雄が、貧しい虐げられた階級からではなくて、しばしば、旧体制のエリートから生まれるという不思議な現象に授業では注目しました。19世紀ロシアでロマノフ朝に反抗した「革命的インテリゲンチヤ」は、貴族や弁護士など古い社会のエリート出身でした。英雄の政治指導によって政治変革の道筋が大きく変わってしまうこともあります。第一次世界大戦で「祖国防衛論」（城内平和論）の立場をとって皇帝の戦争に協力してしまった社会主義者が1917年ロシア2月革命と1918年ドイツ革命の主導権を握ってしまったことが、その後のロシア10月革命が「社会主義革命」にならざるをえず、また、ドイツ革命がワイマール共和国を作り出したにも関わらずそのワイマールがわずか14年でナチスに打倒される原因となったのですが、そこに政治指導の問題を見出すことができます。私も、ニューディール論の中でFDR（フランクリン・D・ルーズヴェルト大統領）がこう考えたからこうなったという説明をよくしますが、それは、「家康がいたから歴史はこうなった」とかいうたぐいの「英雄中心史観」であって、話としては分かりやすく面白いが、歴史の変化を説明するには一面的といわざるをえません。NHKの人気番組だった「プロジェクトX」は、私も初めの頃はよく見ましたが、あれも典型的な英雄中心史観で、一人もしくは少数のグループに功績を集める手法に強引さを感じていました。英雄だから〇〇ができた、という面があることは確かですが、それと同時に、「英雄でさえも△△ができなかった」という面に着目して、なぜそうだったのかその原因を社会全体の構造とダイナミズムの中に見出すことが大切でしょう。政治の世界にオールマイティという概念はありえません。自分の講義が英雄中心史観に陥ってはいないか、いつも自問自答してきたところですが、この講義は経済史でもなく、社会史でもなくて、政治史であって政治指導の要因を重視する以上、少々のはきはしは仕方ないと内心では自己弁護をしています。

3. 近代から現代へ

人文社会科学のすべての研究者が近代と現代を区別する方法をとっているわけではありませんが、少なくとも政治学では区別することが通常です。その場合には、一般に、近代は、立法国家、自由主義国家、小さな政府、夜警国家、などの概念で説明されます。19世紀以降にヨーロッパ社会で普遍化した近代国家が大きく変わって現代国家へ移行してゆくきっかけとなったのが、第1次世界大戦と1929年世界大恐慌でした。

第1次大戦は、それまでの「専門家集団による戦争」から「市民全てが参加する戦争」へ変わることによって、戦後に、平和維持機構たる国際連盟の創設、戦争の違法化、封建的政治システムの近代化をもたらし、ロシアでは1917年の2回の革命を経て社会主義のソ連を、ドイツでは1918年革命で当時の世界でもっとも民主的と言われたワイマール共和国を生み出しまし

た。ロシアでは、1917年の初頭にドイツとの戦争で敗北した時、戦争をやめるのではなく「戦争に勝てる政府に作り変える」ことを目指す自由主義勢力が、祖国防衛論の立場をとっていた社会主義者と協力して主導権を握って2月革命を遂行したのですが、カデットなどの自由主義者は、19世紀以降、上からの資本主義化を進める皇帝政府のもとで育成され特権を享受してきたことから皇帝に忠実であり、古い体制の近代化は求めるけれども皇帝の専制政治そのものを打倒する意志はもたない、いわゆる「忠実なる反対派」(loyal opposition)となっていて、そのことが1917年に自由主義革命を挫折させたといえるでしょう。ロシアでは市民革命としてのフランス革命が1917年10月革命という社会主義革命の中で遂行されたと言われるのはそのような事情からです。1918年のドイツでも敗戦を機に革命が起りましたが、旧勢力からその主導権を任された社会民主党の党首エーベルトは、当初から、戦争を強行した帝政政府との戦いではなくて共産主義者（スパルタクス団）との戦いを優先させることで国防軍幹部と一致していました（エーベルト＝グレーナー同盟）。1919年にワイマール憲法を作り上げたけれども、ユンカー、軍人、官僚など帝国ドイツを支えた勢力がそのままワイマール共和国へ入り込んで、彼らが民主的な憲法の運用を担うことを通じて、共和政治を内部から崩していったのです。そこには、通説的な「成功した市民革命」という解釈よりも「失敗した社会主義革命」という評価のほうが似つかわしかった、つまり、市民革命としても不十分であったことがのちにナチスを生み出す原因になったと考えられます。

フーバー共和党大統領が恐慌対策に失敗したあとにニューディールを始めたFDRは、「恐れなければならないのは、恐怖そのものだ」という名言を残し、最近も金融危機に際してしばしば言及されていますが、それが有名になったのは単に聞こえのよい言葉だったからではなく、現実には、FDR政権が取り付け騒ぎを起こしていた銀行業界に休業を命じて見事に金融危機を乗り切ったからでした。取り付け騒ぎは、自分の預金が返してもらえなくなるのではないかという（当時は預金の返済を保証する保証金積み立て制度がなかった）「不安」から生じるのであり、フーバーが言っても効果がなかったのに、FDRが言うと国民はそれを信用したのです。この「不安」とか「信用」という心理的な要因は、政治の世界でとくに重要な役割を果たすものです。

ニューディールは、資本主義経済を自由に野放しにしていたことが有効需要の欠如を生んで恐慌をもたらしたと考え、政府による経済への介入（規制）という新しい仕組みを大々的に導入しました。証券法、銀行法などによって、預金者、株主、労働者、消費者の利益のために企業活動の自由を規制する枠組みが作られ（今で言うステイクホルダー論）、国家財政を活用した公共事業と社会保障制度とによる有効需要創出策がとられ、内需拡大のために必要な労働者の賃金の上昇を促進する労働法制（労働権の保護）が確立されて、「規制と国家財政」を通じた政府介入が進みました。それは景気回復までのやむをえない一時的な措置とされていたにも

関わらず、その後に旧体制へ復帰することはなく、第2次大戦後にはヨーロッパなどの経済的先進国へ波及してゆきました。ヨーロッパで生まれてアメリカへ持ち込まれた自由主義は、本来は、政府からの個人の自由の保証に最大の価値をおく「小さな政府」を志向するものでしたが、大恐慌とニューディールを通して政府介入を特徴とする「大きな政府」へと変容したわけ

です。
FDR政権は、自分たちの作り出した新しい社会の姿を普通に自由主義と呼ぶのは不適當だと考えたのですが適当な呼び名を思いつかなかったので、新しい呼称をつくるのはあきらめて「伝統的自由主義（ヨーロッパ自由主義）とは違うアメリカ自由主義」と呼ぶようになりました。これがすなわち、近代国家から現代国家への移行であります。ヨーロッパ諸国も似たような現代国家の体制へ移行していったのですが、そこでは、イギリス労働党やドイツ社会民主党など伝統的に強力な社会主義勢力が指導力を発揮したために、福祉国家とも結びつく現代国家が生まれ、政治システムの面でも、ネオコーポラティズムなど社会民主主義と関連する独自の形態を生み出しました。

4. 多元主義政治の行き詰まり

近代欧米政治史の講義は、ニューディールによる現代国家の誕生で終わり、現代に至る欧米政治の変化は現代欧米政治史という科目で論じてきたのですが、そこにおける私の問題意識の一端をお話したいと思います。それは、民主主義政治がもっとも早く展開されてきた先進国の政治が行き詰まってきているということです。

近代への移行期に、自然権思想に基づく契約論国家の理論が現れて、権力の正統性 (legitimacy) が「国民」なるものによって担保され、個人の自由（プロパティ権）が保障されることになったわけですが、やがて快樂を求め苦痛を避けるのが人間の本来の特質ととらえる功利主義思想が台頭して、生の究極目的に関わる善と社会的価値の配分に関わる正とを区別して正の問題だけを重視することとなり、そこから多数決による政治が力を発揮し議会改革へとつながっていきました。しかし、価値の配分を重視する発想は、政治が実現すべき価値は何かを無視して数だけで決定するという「多数決民主主義」への「墮落」を生み、政治への信頼を薄れさせることとなりました。いま多くの国で、「政治のポピュリズム化」が問題になっていますが、そこには価値の問題を捨象して配分の問題だけに傾斜することの危うさが見られます。アメリカに典型的に現れた多元主義政治の思想は、功利主義が行き着いたひとつの形であり、社会集団への重複加入による「政府の中立性」に価値が認められてきましたが、それはセオドア・ローウィが「利益集団自由主義にすぎない」と批判したように、国家が実現すべき価値すなわち「国家目標」の存在を否定することによってより力の強い集団の利益が実現される

ことに終わりがちです。絶対的な価値の主張がしばしば独裁政治を生み人権侵害をもたらしてきた歴史がありますが、功利主義の基礎にある価値相対主義が人々の間の自由と平等を保障するわけではないことも経験的に明らかです。

政治学は、ヘーゲル、マルクス以降、公と私の二分法すなわち「政治的国家と市民社会の二重性」を前提に組み立てられてきましたが、近年、政治学でも法学でも公と私を統合する「共」という第3の領域を措定する視点に注目が向けられています。現代においてコミュニタリアニズムなどの思想潮流が、あらためて「共通善」の論理を政治理論に組み込もうとしているのもその現われといえるでしょう。また、権力の源泉に関わる「正統性」が、普通選挙制度、複数政党制、政治活動の自由などを通してどうやら確保できつつある現代において、権力行使の結果に関わる「正当性」(justification)の保証をどう実現するかがより重要な課題になってきています。

若い世代が、新しい価値観に基づいて日本の政治のあり方そして世界の政治のあり方を変えていって欲しいと願っています。

(2009年1月14日、定年退職記念講義)

